令和８年（フ）第５７２号
岡山市中区旭東町三丁目４番９号　エスポワール旭東205、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町北2113番地
債務者　植杉　重信
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７７号
岡山市中区八幡84番地１　ディアスＵ１106、旧住所岡山県備前市東片上2490番地３
債務者　仲間　正春
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８６号
岡山市東区宿毛530番地　宿毛東市営住宅302号、旧住所岡山市南区新福二丁目６番５号
債務者　小畑　利秋（旧姓小池）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１２号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目384番地20ベルリンハイツ３Ｆ、旧住所岡山県都窪郡早島町早島111番地
債務者　磯山　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３４号
岡山市北区桑田町14番12―204号
債務者　平井　文彦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８号
広島県安芸高田市吉田町常友1599番地
債務者　青杉　修治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３１０号
愛媛県松山市宮田町139番地６　宮田町寿ビル504号
債務者　亀岡奈穂子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３８号
愛媛県松山市山越５丁目１番４号　ハイムオチ205号
債務者　髙橋　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
高知県室戸市浮津147番地２　室戸市営住宅第８大谷団地４号室、住民票上の住所高知県室戸市浮津147番地２
債務者　正木　伸弥
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第４９号
福岡県筑後市大字蔵数675番地１
債務者　佐々木まさ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第６９号
福岡県筑後市大字熊野1649番地２　プリムローズＢ204号
債務者　家中　尋美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５１８号
大分市金池町２丁目14番３号　ＴＢレジデンス大分駅前405
債務者　植木　　勇
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２３号
大分県別府市南的ケ浜町１番31号　竹本荘201号
債務者　本山　政治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４００号
鹿児島市西陵１丁目29番12号、前住所鹿児島市吉野町5620番地14
債務者　縣田　浩孝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１０号
鹿児島市新照院町23番10号　第三勝ビル702号
債務者　江田　祐美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２５号
鹿児島市下福元町3340番地１　ときわの丘、前住所鹿児島市西伊敷４丁目22番15号
債務者　丸山　安美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４３８号
鹿児島市西田３丁目16番５号　Ｒｅ庵405号、前住所東京都大田区鵜の木一丁目13番６―204号
債務者　末吉　直美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係